

議案第91号

個人情報保護に関する法律の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

個人情報保護に関する法律の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年11月29日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

個人情報保護に関する法律の一部改正等に伴い、個人情報保護に関する法律の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

個人情報保護に関する法律の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例

(富士見市介護保険条例の一部改正)

第1条 富士見市介護保険条例(平成12年条例第6号)の一部を次のように改正する。

「第4章 個人情報(第18条—第20条)	
目次中 第5章 雑則(第21条)	を 「第4章 雑則(第18
第6章 罰則(第22条・第23条)	第5章 罰則(第19

条)に改める。
条・第20条)」

第4章を削る。

第5章中第21条を第18条とし、同章を第4章とする。

第6章中第22条を第19条とし、第23条を第20条とし、同章を第5章とする。

(富士見市情報公開条例の一部改正)

第2条 富士見市情報公開条例(平成13年条例第26号)の一部を次のように改正する。

目次中「第29条」を「第30条」に改める。

第2条第2号中「、写真、フィルム」を削る。

第7条、第8条第1項、第9条及び第10条中「非開示情報」を「不開示情報」に改める。

第13条第2項及び第3項中「開示の決定」を「開示決定」に改める。

第14条第1項中「文書、図画又は写真」を「文書又は図画」に改め、「、フィルムについては視聴により」を削り、「視聴、閲覧」を「閲覧」に改め、同条第2項中「視聴又は」を削り、「合理的な理由」を「正当な理由」に改める。

第19条第1号中「開示の決定」を「開示決定」に改める。

第28条を次のように改める。

(実施状況の報告及び公表)

第28条 市長は、毎年度この条例による情報公開制度についての実施状況を取りまとめ、その概要を富士見市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成15年条例第5号）第2条に規定する富士見市情報公開・個人情報保護審議会（次条において「審議会」という。）に報告しなければならない。

2 市長は、毎年度前項の情報公開制度についての実施状況の概要を公表するものとする。

第29条を第30条とし、第28条の次に次の1条を加える。

（審議会への諮問等）

第29条 実施機関は、この条例の規定の改正又は廃止に係る事項について、情報公開制度を適正に運用するため特に必要であると認めるときは、審議会に諮問することができる。

2 前項に規定する諮問のほか、実施機関は、情報公開制度に関する運用上の事項について必要に応じて審議会の意見を聴くことができる。

（富士見市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

第3条 富士見市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成15年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び富士見市個人情報保護条例（平成15年条例第3号。次条において「個人情報保護条例」という。）の規定に基づく」を「第18条第1項及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ」に改める。

第2条第1号中「個人情報保護条例第35条第1項」を「個人情報保護法第105条第3項の規定において準用する同条第1項」に改め、同条第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 公文書 情報公開条例第12条第1項に規定する開示決定等に係る公文書（情報公開条例第2条第2号に規定する公文書をいう。）をいう。

(3) 保有個人情報 個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。）をいう。

第7条第1項中「審査請求のあった開示決定等又は訂正等の決定に係る」を削り、「公文書」の次に「又は保有個人情報」を加え、同条第3項中「審査請求のあった開示決定等又は訂正等の決定に係る」を削り、「情報」の次に「又は保有個人情報に含まれている情報」を加え、「分類し、又は」を「分類又は」に改め、同条第4項中「審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問実施機関」を「情報公開条例第18条第1項の規定により諮問をした実施機関又は同条第3項第1号に規定する審査請求人若しくは参加人」に、「意見書」を「その主張を記載した書面（以下「条例主張書面」という。）」に改める。

第9条（見出しを含む。）中「意見書」を「条例主張書面」に改める。

第10条中「公文書」の次に「又は保有個人情報」を加える。

第11条第1項中「若しくは第4項又は第9条の規定による意見書又は」を「の規定による資料（公文書に記録されている情報の内容に限る。）の提出又は同条第4項若しくは第9条の規定による条例主張書面若しくは」に、「当該意見書又は資料の」を「これらの資料又は条例主張書面の」に、「この項及び次項」を「この条」に、「当該意見書又は資料を」を「当該資料を」に改める。

第11条第4項中「第2項」を「第3項」に、「閲覧等」を「閲覧」に改め、同項を同条第5項とする。

第11条第3項中「第1項」の次に「若しくは第2項」を加え、「又は前項」を「前項」に改め、「閲覧をさせ」の次に「、若しくは同項の規定による交付をし」を、「又は閲覧」の次に「若しくは交付」を加え、「意見書又は」を削り、「審査請求人等」の次に「又は審査関係人」を加え、同項を同条第4項とする。

第11条第2項中「意見書又は」を「条例主張書面若しくは」に改め、「閲覧」の次に「又は当該条例主張書面若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付」を加え、同項後段中「閲覧」の次に「又は交付」を加え、同項を同条第3項とする。

第11条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 審査会は、第7条第3項の規定による資料の提出（保有個人情報に含まれている情報の内容に限る。）又は法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第3項において準用す

る同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料を提出した審査関係人（法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条に規定する審査関係人をいう。以下この項及び第4項において同じ。）以外の審査関係人に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

第11条に次の2項を加える。

6 第3項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、富士見市行政不服審査関係手数料条例（平成28年条例第16号）で定めるところにより、実費の範囲内において定める額の手数料を納めなければならない。

7 第3項の規定による交付は、送付の方法により求めることができる。この場合において、審査請求人又は参加人は、前項の規定により納付しなければならない手数料のほか送付に要する費用を負担しなければならない。

第13条中「諮問」を「情報公開条例第18条第1項に規定する諮問」に、「審査請求人及び参加人」を「同条第3項第1号に規定する審査請求人及び参加人」に改める。

（富士見市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正）

第4条 富士見市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成15年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、市の情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、富士見市情報公開・個人情報保護審議会の設置及び組織並びに審議等の手続等について定めるものとする。

（設置）

第2条 次に掲げる事務を行うため、富士見市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(1) 次に掲げる規定について、諮問又は意見を聴くこととされている事項に応じ、

又は当該規定に関する事項について市長に意見を述べること。

ア 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項

イ 富士見市情報公開条例（平成13年条例第26号。以下この条において「情報公開条例」という。）第29条

ウ 富士見市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第 号。以下この条において「施行条例」という。）第13条

エ 富士見市住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ規程（平成29年訓令第7号）第6条第4項

(2) 情報公開条例第28条第1項及び施行条例第12条第1項の規定による報告を受けること。

第7条を削り、第8条を第7条とし、第9条を第8条とし、第10条を第9条とする。

（富士見市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正）

第5条 富士見市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第9条中「富士見市個人情報保護条例（平成15年条例第3号）第2条第2号」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項」に、「同条例の例により、」を「同法第66条第2項により準用する第1項の規定に基づき」に改める。

（富士見市行政不服審査関係手数料条例の一部改正）

第6条 富士見市行政不服審査関係手数料条例（平成28年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「行政不服審査」を「不服審査の手續」に改める。

第2条を次のように改める。

（手数料の額）

第2条 富士見市行政不服審査会条例（平成28年条例第15号）第1条に規定する行政不服審査会（以下「行政不服審査会」という。）の行う調査審議の手續のうち、次に掲げる手数料の額は、別表に定める額とする。

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第38条

第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項（他の法令において準用する場合を含む。）の条例で定める手数料の額

(2) 法第81条第3項の規定により読み替えて準用する法第78条第4項の条例で定める手数料の額

2 富士見市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成15年条例第4号）第1条に規定する情報公開・個人情報保護審査会（以下「情報公開・個人情報保護審査会」という。）の行う調査審議の手続のうち、次に掲げる手数料の額は、別表に定める額とする。

(1) 法第81条第3項の規定により読み替えて準用する法第78条第4項の条例で定める手数料の額

(2) 富士見市情報公開・個人情報保護審査会条例第11条第6項の規定により条例で定める手数料の額

第3条中「又は法」を「、法」に改め、「第78条第1項」の次に「又は富士見市情報公開・個人情報保護審査会条例第11条第3項」を加える。

第4条第1項中「審理員」を「法第38条第1項の規定により交付を求められた審理員」に改め、「法第38条第1項の規定による」を「その」に改め、「（以下「審査請求人等」という。）」を削り、「第2条第1項」を「第2条第1項第1号」に改め、同条第2項中「富士見市行政不服審査会条例（平成28年条例第15号）第1条に規定する富士見市行政不服審査会」を「法第81条第3項の規定により準用する法第78条第1項の規定により交付を求められた行政不服審査会」に、「法第81条第3項の規定により準用する法第78条第1項の規定による交付を受ける審査請求人等」を「その交付を受ける審査請求人又は参加人」に、「第2条第2項」を「第2条第1項第2号」に改め、同条に次の2項を加える。

3 法第81条第3項の規定により準用する法第78条第1項の規定により交付を求められた情報公開・個人情報保護審査会は、その交付を受ける審査請求人又は参加人が経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、第2条第2項第1号の手数料を減額し、又は免除することができる。

4 富士見市情報公開・個人情報保護審査会条例第11条第3項の規定により交付を求められた情報公開・個人情報保護審査会は、その交付を受ける審査請求人又は参加人が経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めると

ころにより、第2条第2項第2号の手数料を減額し、又は免除することができる。
第5条中「含む。）」の次に「及び富士見市情報公開・個人情報保護審査会条例
第11条第7項」を加え、「審査請求人等」を「審査請求人又は参加人」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）前になされた改正前の富士見市介護保険条例及び富士見市情報公開条例の規定による開示請求等の手続については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に、改正前の富士見市情報公開条例又は富士見市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第 号）附則第2条の規定による廃止前の富士見市個人情報保護条例（平成15年条例第3号）の規定により諮問がされた場合における調査審議については、なお従前の例による。